

# 中城村シェアサイクルモデル事業

## 仕様書

### 1 事業目的

中城村第四次総合計画に掲げる「利便性に優れ、快適な暮らしを創出できる村」の実現に向け、公共交通の機能を補完する新たな交通サービスとしてシェアサイクルの利用を促進することにより、公共交通の利便性、村民や来村者の回遊性など移動環境の向上を図り、地域活性化を目指す。本事業においては中城村南上原地域をモデル地域として位置づけ、中城村にて自転車を購入し、シェアサイクル事業を展開する。

### 2 履行期間

自転車購入及び運用開始期間: 契約締結日の翌日から令和4年2月28日  
(モデル事業は概ね5年間実施予定。別途協定の締結を行うものとする。)

### 3 事業内容

本事業で村が購入する自転車は 50 台、受託事業者所有の自転車を 15 台以上、合計 65 台以上の自転車を配置するものとする。その仕様については以下のとおり。

- (1) シェアサイクル運用に必要なスマートロック、ナンバープレートを備えた電動アシスト付自転車とする。
- (2) ブレーキ等を備え付け、道路交通法等の関係法令に適合した車両であること。
- (3) 利用者が誰もが使いやすいシステムとし、活用及び決済が簡易で分かりやすいものとする。
- (4) 原則いつでも自転車の貸出し・返却が可能となるシステムとする。
- (5) 他の県内各町村においてシェアサイクル事業を展開している場合において、利用者によって自転車が村外に返却されることも想定できることから、村購入の自転車は他と区別できるよう車体番号などによって管理する。
- (6) 幅広い世代でも利用可能なものとし、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- (7) 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載する。
- (8) 自転車の動向等、各種データの収集及び整理、分析等と中城村への提供すること。
- (9) 放置自転車を誘発しない工夫を行うとともに、自転車 1 台につき 1 基のラックを完備し、自転車の乗り捨て等の対策を行う。なお、必要ラック数については、受託事業者と協議によって定めるものとする。
- (10) 配置ステーション設置に係る工事及び撤去については全て事業者負担とする。

- (11) 台風等の自然災害によっては、双方合意の上一時的な撤去を命ずる場合がある。
- 二 配置ステーションには電源が確保されていないため、電気をしようする場合は事業者において施設管理者及び電力会社と協議を実施し、必要な措置を講じること。また、その費用の全てについて、事業者が負担すること
- 三 シェアサイクル事業に設置する自転車は、村購入分と事業者設置分をあわせて概ね以下のとおりとし、利用状況等によって柔軟に対応できるものとする。なお、利用状況等によって一時的に設置台数が増減することは認めるものとし、状況に応じ、協議の上で自転車を再配置させる。
- (ア) 中城村南上原地域(全域)
- (イ) 中城村役場周辺
- (ウ) 中城城跡
- 四 配置ステーションにおける自転車の内訳は、協議によって決定し、利用状況に応じて協議を重ねるものとする。

#### 4 自転車の保守及び運営

- 購入した自転車の運営及び保守にあたっては、全て事業者負担とし、中城村は一切の費用を負担しない。なお、村有地に設置するステーションにおいては使用料を免除する。
- 利用料金については、利用者の利便性の高い決済方法かつ村了承のもと適切な料金設定とし、運営及び保守を行うこと。また、資金調達、物価・金利の変動、需要の変動、事故対応等の事業実施に伴うリスクについては全て事業者負担とする。
- 二 利用者からの問合せに対応できるよう、コールセンター等を設置し、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。なお、事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応し、怪我の補償や損害賠償事故の補償のため、保険に加入すること
- 三 自転車のメンテナンスについて、安全な整備士など技術力のあるものが定期的に行い、利用者が常に安全に利用できるようにすること。また、防犯登録等、防犯対策を講じること。
- 四 配置した自転車の偏りが生じた場合は、台数を平準化し、配置ステーション間において自転車の再配置を行うこと。自転車が不足する事態や満車時に返却できない事態が生じないよう、運営上の工夫を行うこと。
- 五 利用者への自転車利用ルール・マナー啓発を積極的に行うこと。
- 六 利用者の個人情報の中城村個人情報保護条例(平成15年条例第22号)等の法令の規定を順守し、適正に管理すること。

#### 6 成果品

- ① 電動アシスト付自転車 50台
- ② 実績報告書
- ③ 利用状況

## 7 著作権

本業務で取得した全ての財産は、中城村へ帰属するものとする。また、本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、中城村へ帰属する。ただし、受託事業者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権、モデルを使用する素材については、この限りではない。

また、本業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の管理関係を済ませたうえで、納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、中城村は責任を負わない。

## 8 その他

本業務実施にあたり、本仕様書に記載のない事項、または業務上協議が必要となった場合は両者協議のうえ業務を進めるものとする。また、社会通念上、一般的に実施される業務項目については、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の範囲内とする。

購入した自転車については、運用開始までに中城村の検査を受け、検査の結果不合格となった場合は、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。さらに、シェアサイクルによって生じる軽微な故障や破損については受託事業者によって修繕を行い、利用できない自転車がある場合は、協議によって決定するものとする。